(3)　中央区蘇我町二丁目九百三十四番二、九百三十四番三、九百三十四番七、九百五十六番三、九百六十六番一、九百六十六番四、九百六十六番十一、九百六十六番四十八、九百六十六番五十二、九百六十六番五十五、千三百六十四番から千三百六十八番まで、千三百六十九番一、千三百七十番、千三百七十一番一、千三百七十一番二、千三百七十二番一から千三百七十二番十七まで、千三百七十六番一、千三百七十六番二、千三百七十七番及び千三百七十八番の区域

第十五号ロ(2)を次のように改める。

(2)　五井南海岸十九番、三十七番一から四十七番一まで及び四十七番三から四十七番五まで並びに千種海岸七番一から七番十一まで、八番一から八番六まで、八番九から八番十一まで及び二十一番の区域並びに当該区域に介在する道路の区域

第十五号ハを次のように改める。

ハ　千葉県袖ケ浦市長浦字拓一号のうち一般国道十六号線の北側の区域並びに字拓二号のうち一般国道十六号線の西側の区域（五百八十番百五十三及び五百八十番百五十六並びに水路の部分を除く。）並びに中袖の区域（水路の部分を除く。）

第二十二号ロ中「一番の千八十七」を「一番の千八十六、一番の千八十七」に改め、第二十四号(1)中「大字黒井字青山」を「大字黒井二千八百八十五番地の一及び二千八百八十八番地の一、大字黒井字青山」に改め、第三十六号(1)中「八百四十二番地の四」の下に「及び八百七十四番地の二」を加え、第三十八号中「西島」を「西島」に改め、第三十九号イ(1)を次のように改める。

(1)　堺区築港八幡町（松屋大和川通り、緑町、三宝町、塩浜町に隣接する道路を除く。）並びに匠町一番のうちシャープ株式会社堺工場敷地、一番の二、一番の七から一番の九まで、三番の九、十番の一から十番の五まで、十一番、十二番、十三番の一、十七番の一から十七番の十三まで、十八番、十九番、二十番の一、二十番の二及び二十一番の区域

第四十四号を次のように改める。

四十四　姫路臨海地区

兵庫県姫路市の次の区域

(1)　白浜町字常盤新開甲八百四十一番地の三、甲八百四十一番地の九、甲八百四十二番地の十四、甲八百四十一番地の十九、甲八百四十一番地の二十四、甲八百四十一番地の二十五、甲八百四十一番地の二十八、甲八百四十一番地の三十から甲八百四十一番地の四十一まで、甲八百四十一番地の四十三から甲八百四十一番地の四十九まで、甲八百四十一番地の五十一及び甲八百四十一番地の五十四から甲八百四十一番地の五十七まで、字方代新開甲九百十二番地の一、甲九百十二番地の二及び甲九百十二番地の十七並びに字乙八束新開甲千百二十二番地の一及び甲千百二十二番地の八並びに飾磨区妻鹿字丁向千四百二十四番地の二、千四百二十四番地の十三、千四百二十五番地の十六、千四百二十五番地の十七、千四百三十二番地の一、千四百三十三番地の一から千四百三十三番地の六まで、千四百三十四番地の一、千四百三十四番地の三、千四百三十七番地の一、千四百三十八番地の一、千四百四十番地、千四百四十一番地、千四百四十六番地の二及び千四百四十七番地、字戊向千四百四十八番地から千四百五十番地まで、千四百五十番地の一、千四百五十一番地の一から千四百五十一番地の十まで、千四百五十二番地の一、千四百五十二番地の二、千四百五十三番地、千四百五十四番地の二、千四百五十五番地、千四百五十六番地、千四百五十七番地、千四百六十一番地の三から千四百六十一番地の五まで、千四百六十二番地の二、千四百七十二番地の四、千四百七十二番地の五、千四百九十三番地の一、千四百九十三番地の三、千四百九十三番地の四、千四百九十五番地の一、千四百九十五番地の二及び千四百九十六番地の一から千四百九十六番地の三まで、字乙琵琶千五百九十八番地の一、千六百番地の三、千六百二番地、千六百三番地の二、千六百四番地の二、千六百五番地、千六百七番地の三から千六百七番地の五まで、千六百八番地の一、千六百八番地の二、千六百九番地、千六百十番地、千六百十番地の一、千六百十番地の四まで、千六百十番地の八から千六百十番地の十まで、千六百十一番地、千六百十二番地の一、千六百十二番地の二、千六百十三番地の四及び千六百十三番地の五、字戊琵琶千六百六十六番地の三、千六百六十七番地の二、千六百六十七番地の三、千六百六十八番地の三、千六百七十番地の三、千六百七十一番地から千六百七十三番地まで、千六百七十五番地から千六百八十一番地まで、千六百八十二番地の一、千六百八十二番地の二、千六百八十三番地、千六百八十四番地の一、千六百八十四番地の四、千六百八十五番地、千六百八十五番地の一、千六百八十六番地の三、千六百八十六番地の四、千六百八十七番地の三、千六百八十七番地の七、千六百八十七番地の八、千六百八十八番地、千六百八十八番地の三、千六百八十九番地の一から千六百八十九番地の四まで、千六百九十三番地、千六百九十四番地の二、千六百九十五番地、千六百九十六番地の一、千六百九十七番地から千六百九十七番地まで、千七百三番地の一から千七百三番地の四まで、千七百六番地の一、千七百六番地の三から千七百六番地の五まで、千七百七番地の一、千七百七番地の二、千七百八番地、千七百九番地、千七百十番地、千七百十三番地の一から千七百十三番地の十まで、千七百十四番地及び千七百十六番地の一、千七百十八番地の二、千七百十八番地の四、千七百二十番地、千七百二十一番地の一から千七百二十一番地の四まで、千七百二十一番地の六、千七百二十一番地の八、千七百二十一番地の九、千七百二十一番地の十四、千七百二十三番地の一、千七百二十三番地の二、千七百二十五番地の一から千七百二十五番地の三まで、千七百二十六番地の一、千七百二十六番地の三、千七百二十六番地の六、千七百二十七番地、千七百二十八番地、千七百二十九番地の三、千七百三十番地の三、千七百三十一番地の四及び千七百三十二番地、字戊高須千八百三十二番地の四から千八百三十二番地の六まで、千八百三十三番地、千八百三十四番地の三、千八百三十五番地、千八百三十六番地、千八百三十七番地の一、千八百三十七番地の一から千八百三十七番地の七まで、千八百三十八番地の一から千八百三十八番地の五まで、千八百三十九番地の一、千八百三十九番地の二、千八百四十一番地の一、千八百四十一番地の二、千八百四十二番地、千八百四十三番地の一から千八百四十三番地の四まで、千八百四十三番地の七、千八百四十三番地の十一、千八百四十三番地の十三及び千八百四十三番地の十七並びに字丁高須千八百十番地の一、千八百十番地の二、千八百十一番地の一から千八百十一番地の三まで、千八百十一番地の五、千八百十四番地の一、千八百十四番地の五、千八百十四番地の六、千八百十四番地の八から千八百十四番地の十一まで、千八百十四番地の十五、千八百十四番地の十七、千八百十五番地の一、千八百十五番地の三、千八百十六番地、千八百十六番地の一、千八百十六番地の二、千八百十七番地から千八百十九番地まで、千八百二十一番地の二、千八百二十二番地の二及び千八百二十四番地の区域

(2)　飾磨区中島字高浜四百十四番地の五十九から四百十四番地の六十一まで、四百十四番地の六十三、四百十四番地の九十一、四百十四番地の三百五十九、四百十四番地の三百六十三、四百十五番地の一及び四百十五番地の二、字長町五百三十番地及び五百三十二番地の二、字真鶴砂田千二百五十五番地の一、千二百五十五番地の二、千二百五十五番地の五、千二百五十五番地の七、千二百五十六番地の二、千二百六十一番地、千二百六十二番地、千二百六十三番地の六、千二百七十番地の二、千二百七十一番地の一、千二百七十二番地の一、千二百七十三番地の一、千二百七十三番地の二、千二百九十三番地の一、千二百九十四番地の一、千二百九十五番